第七条　この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定規則第一条第一項に規定する養成施設等において、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助実習の指導を行っている実習指導者については、新指定規則第五条第一号ヲの規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実習指導者として精神保健福祉援助実習の指導を行うことができる。

2　実習施設等における実習指導者については、新指定規則第五条第一号ヲの規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に定める社会復帰調整官又は平成二十七年三月三十一日までの間において新指定規則第五条第一号ヲに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

（精神保健福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　改正法附則第三十六条第二号前段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）に在学し、改正法施行日以後に改正法施行日前の精神保健福祉士法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第一条第一項第一号に規定する要件に該当することとなった者

二　改正法施行日前に学校教育法に基づく大学院に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一項第二号に規定する要件に該当することとなった者

三　改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程（修業年限四年以上のものに限る。次項第三号並びに次条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第一項第三号に規定する要件に該当することとなった者

2　改正法附則第三十六条第二号後段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、旧施行規則第一条第一項第一号に規定する要件に該当することとなった者

二　改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学院に入学し、旧施行規則第一条第一項第二号に規定する要件に該当することとなった者

三　改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程に入学し、旧施行規則第一条第一項第三号に規定する要件に該当することとなった者

第九条　改正法附則第三十六条第三号前段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　改正法施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第二項第一号に規定する要件に該当することとなった者

二　改正法施行日前に学校教育法に基づく大学院に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第二項第二号に規定する要件に該当することとなった者

三　改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第二項第三号に規定する要件に該当することとなった者

2　改正法附則第三十六条第三号後段の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、旧施行規則第一条第二項第一号に規定する要件に該当することとなった者

二　改正法施行日以後に学校教育法に基づく大学院に入学し、旧施行規則第一条第二項第二号に規定する要件に該当することとなった者

三　改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程に入学し、旧施行規則第一条第二項第三号に規定する要件に該当することとなった者

第十条　改正法附則第三十六条第四号前段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程（修業年限三年以上のものに限る。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするもので、修業年限三年以上のものに限る。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）に在学し、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程に入学し、旧施行規則第一条第一項第四号に規定する要件に該当することとなった者とする。

2　改正法附則第三十六条第四号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に入学し、旧施行規則第一条第四項に規定する要件に該当することとなった者とする。

第十一条　改正法附則第三十六条第五号前段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に在学し、改正法施行日以後に旧施行規則第一条第五項に規定する要件に該当することとなった者とする。

2　改正法附則第三十六条第五号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に入学し、旧施行規則第一条第五項に規定する要件に該当することとなった者とする。

第十二条　改正法附則第三十六条第六号前段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限二年以上のものに限る。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）に在学し、施行日以後に旧指定規則第一条第七項に規定する要件に該当することとなった者とする。

2　改正法附則第三十六条第六号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に入学し、旧指定規則第一条第七項に規定する要件に該当することとなった者とする。

第十三条　改正法附則第三十六条第七号前段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に在学し、改正法施行日以後に旧指定規則第一条第八項に規定する要件に該当することとなった者とする。

2　改正法附則第三十六条第七号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に入学し、旧指定規則第一条第八項に規定する要件に該当することとなった者とする。

告　示

○外務省告示第二百六十九号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十三年第二百六号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十一年一月三十日、三月二十三日、平成二十三年五月十二日、五月二十六日、六月九日、六月十四日、六月十五日及び六月二十二日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三号8（c）及び第一三九〇号2（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十三年八月五日

外務大臣　松本　剛明

別表の178.、231.、251.、286.、290.、303.、306.、308.、328.、338.、339.、341.、347.、348.、349.、350.、351.、354.、355.、356.、358.、359.、361.、364.、365.、367.、375.、380.、386.、387.、389.、390.、412.、413.、419.、489.、490.、491.、492.、493.、494.、495.、496. 及び511. を次のように改正する。587. を追加する。

（別表）

一．次のとおり改訂する。

【アル・カーイダと関係を有する個人及び団体】

178. マフフォウズ・オウルド・アル・ワリド（別名：(a)アブ・ハフス・ザ・モーリタニアン(b)ハリド・アル・シャンキティ(c)マフォウズ・ワラド・アル・ワリド）

MAHFOUZ OULD AL-WALID (a.k.a.: (a)Abu Hafs the Mauritanian (b)Khalid Al-Shanqiti (c) Mafouz Walad Al-Walid)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1975年1月1日

出生地：モーリタニア

国籍：モーリタニア